

道路占用・使用申請における埋設及び道路復旧等の基準

(那須塩原市)

【趣旨】

占用工事における道路の復旧方法等については、平成 20 年度の組織機構改革に合わせて統一基準の見直しを行った。

今般、生活の基盤である道路においては、舗装修繕など住民からの要望が多く、これに対して要望に応えきれない状況にある。

このような状況の中、舗装修繕の要望箇所は、埋設管等の影響による箇所が多いことや、規制緩和並びに維持管理上の観点から、占用工事における埋設管の深さ、舗装復旧幅等の基準の見直しを行うものである。

【埋設位置について】 (別紙 1 参照)

埋設位置は下記のとおりとする。

- ①管路等の埋設における掘削端は、舗装端（構造物端）から 30 cm 以上を確保する。
- ②マンホール等は、タイヤが乗らない位置となるよう考慮するものとする。

【埋設深さについて】

道路法施行令第 11 条の 3 の規定により、管路等を地下に設ける場合の土被りは、1.2 m を確保する。

ただし、占用工事における工事期間の短縮、工事費の縮減等を考慮し、別紙 2 記載の管種・管径の土被りは、車道においては 0.9 m (下水道本管にあつては 1.0 m)、歩道においては 0.6 m とすることができる。

【舗装構成について】

舗装構成は下記のとおりとする。

- ①改良済みで舗装構成が明確な道路は、原形復旧とする。
ただし、別紙 3 (図 1) の舗装構成を下回らないものとする。
- ②未改良で舗装構成が不明確な道路は、別紙 3 (図 1) のとおりとする。
- ③歩道部における舗装復旧は、別紙 3 (図 2、図 3-1、図 3-2) のとおりとする。
- ④砂利道の復旧は、別紙 3 (図 4) のとおりとする。

【仮復旧について】

- ①舗装道路については仮復旧を行い、自然転圧で90日以上経過後、本復旧を行う。
- ②仮復旧の表層厚は、車道部は5cm、歩道部は3cmとする。

ただし、歩道部においては、交通量等を勘案し、山砂等による仮復旧とすることができる。この場合において、申請者は、碎石等の飛散、防塵、水溜り等の対策を講じるものとする。

【本復旧の時期について】

本復旧が占用工事の年度内に完了しない場合は、翌年度中に本復旧を行う。

【舗装復旧幅について】

掘削による舗装復旧幅は下記のとおりとする。

<縦断占用の場合> (別紙4参照)

- ①センターラインがある道路は、片側全面復旧とする。
- ②センターラインがない道路で舗装幅員が4.0m以上の場合は、舗装幅員の半分を復旧幅とする。
- ③センターラインがない道路で舗装幅員が4.0m未満の場合は、掘削幅に影響幅を加えた幅を復旧幅とする。

ただし、掘削幅に影響幅を加えた残りの舗装幅が2.0m以下の場合は、その部分も復旧幅に加える。

<横断占用の場合> (別紙5・6参照)

- ①センターラインがある道路は、掘削中心から2.5mずつ(全幅5.0m)を復旧幅とし、センターラインまでとする。
- ②センターラインがない道路で舗装幅員が4.0m以上の場合は、掘削中心から1.5mずつ(全幅3.0m)を復旧幅とし、掘削長に影響幅を加えた長さとする。
- ③センターラインがない道路で舗装幅員が4.0m未満の場合は、掘削幅に影響幅を加えた幅とする。
- ④横断占用の舗装復旧において、センターラインがある道路で復旧箇所間の残りの舗装幅が5.0m以下の場合及びセンターラインがない道路で復旧箇所間の残りの舗装幅が3.0m以下の場合は、その部分も復旧幅に加える。

※影響幅=(上層路盤厚+下層路盤厚)、最低でも50cmとする。

【その他の留意事項】

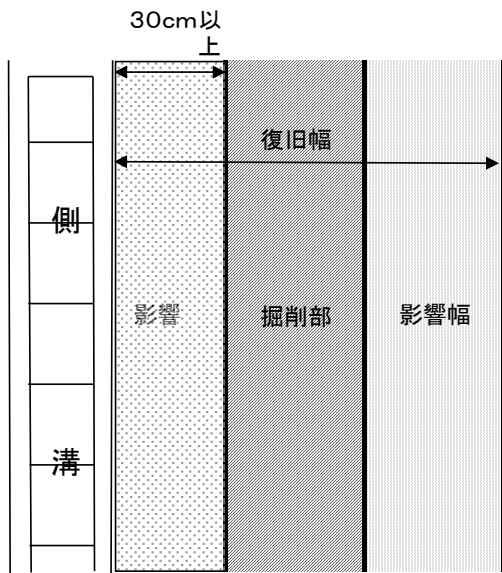
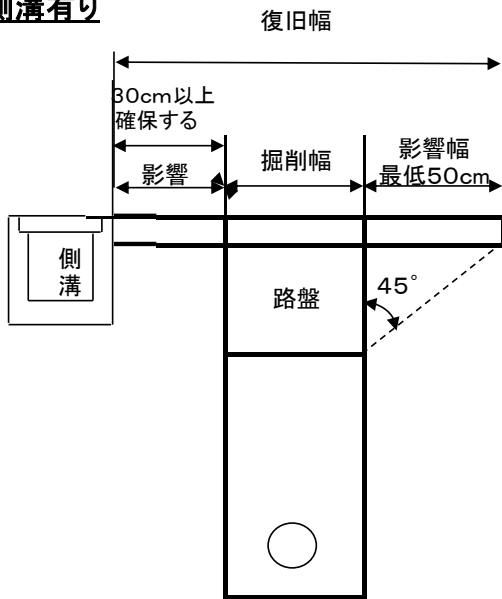
- ①道路の掘り返し規制については3年とすることから、道路管理者との事前協議を密にし、計画的な事業執行を図るものとする。
- ②道路の同一区間における複数の地下埋設工事等については、関係者における施工方法、施工時期等を事前に調整し、道路の不経済な損傷及び交通の障害を最小限に抑えるよう努めるものとする。
- ③占用工事完了後、完了届を提出する。(状況写真を添付)
- ④上記基準によりがたい場合は道路管理者との協議により決定するものとする。

【基準の適用時期】

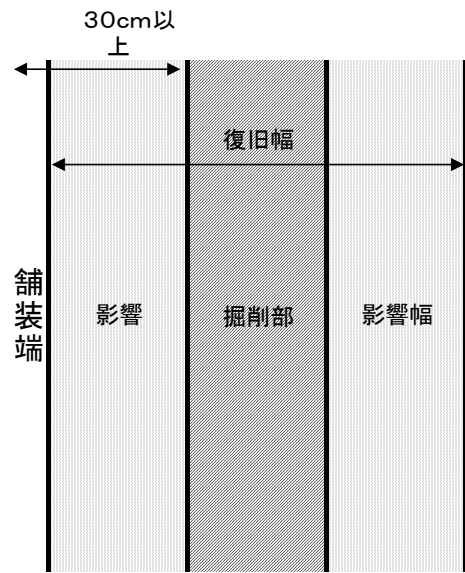
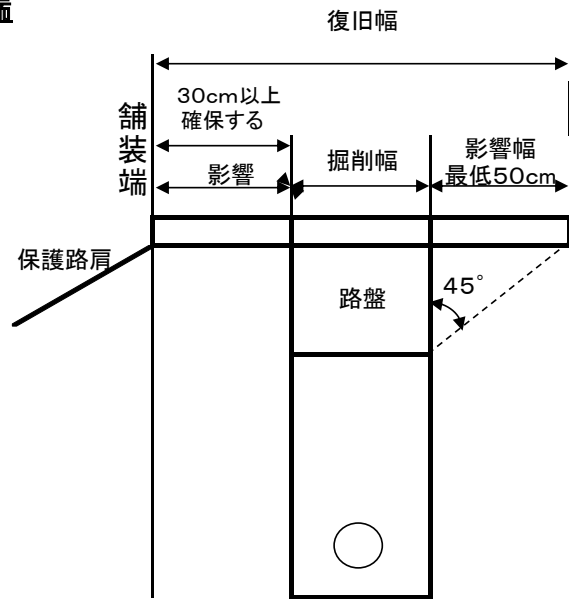
この基準は、平成23年7月1日以降の申請に適用する。

埋設位置について

側溝有り



舗装端



別紙2

○水道事業

- ・鋼管 (J I S G 3443) 300mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管 (J I S G 5526) 300mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6742) 300mm以下のもの
- ・水道配水用ポリエチレン管
(引張降伏強度204kgf/cm²以上) 200mm以下で
外径/厚さ=11のもの

○下水道事業

- ・ダクタイル鋳鉄管 (J I S G 5526) 300mm以下のもの
- ・ヒューム管 (J I S A 5303) 300mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管 (J I S A 5350) 300mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) 300mm以下のもの
- ・陶管 (J I S R 1201) 300mm以下のもの

(c m)

【車道部】

図1
未改良で舗装構成が不明な道路

密粒度アスコン(20) (再生可)	5
0 ~ 40 mm (粒度調整碎石)	15
0 ~ 40 mm (切込碎石又は再生骨材)	35
良質発生土 (レキ質土)	

【歩道部】

図2 一般部

密粒度アスコン(13) (再生可)	3
路盤工 0 ~ 40 mm (切込碎石又は再生骨材)	25
良質発生土 (レキ質土)	

図3-1 乗入れ6 m以上

密粒度アスコン(20) (再生可)	5
路盤工 0 ~ 40 mm (切込碎石又は再生骨材)	40
良質発生土 (レキ質土)	

図3-2 乗入れ6 m未満

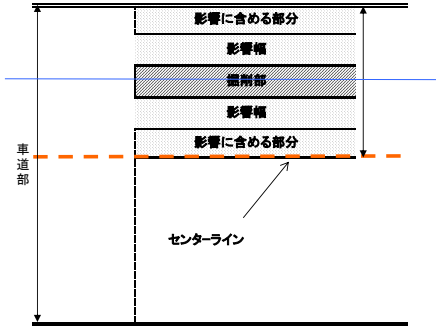
密粒度アスコン(20) (再生可)	3
路盤工 0 ~ 40 mm (切込碎石又は再生骨材)	37
良質発生土 (レキ質土)	

【砂利道】

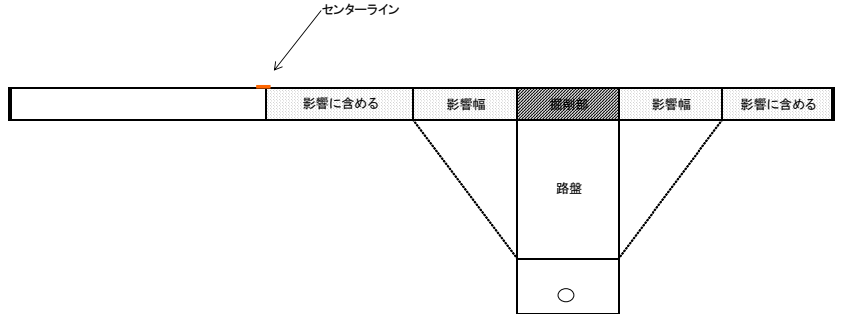
図4

切込碎石 0 ~ 40 mm	20
良質発生土 (レキ質土)	

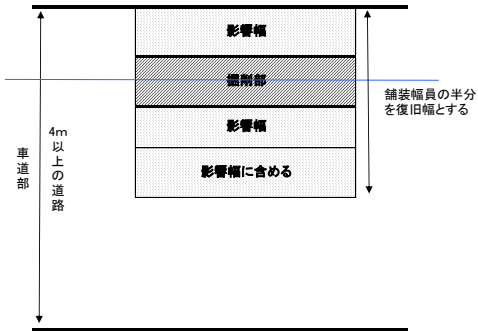
〈縦断占用〉①復旧平面図(片側全面復旧)



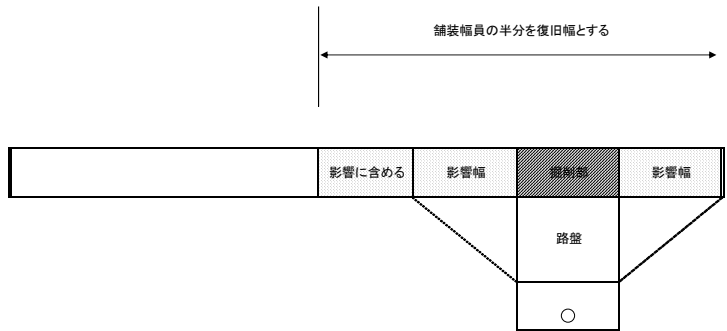
①復旧断面図



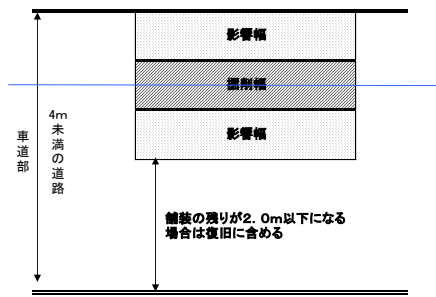
〈縦断占用〉②復旧平面図



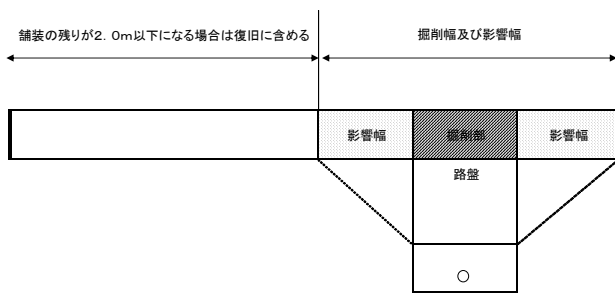
②復旧断面図



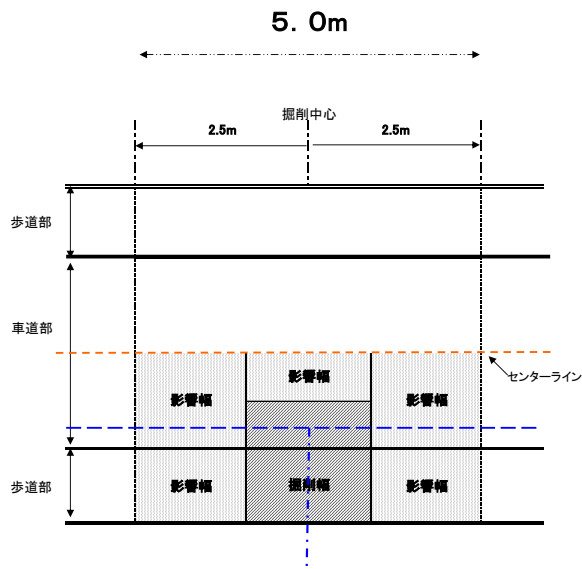
〈縦断占用〉③復旧平面図



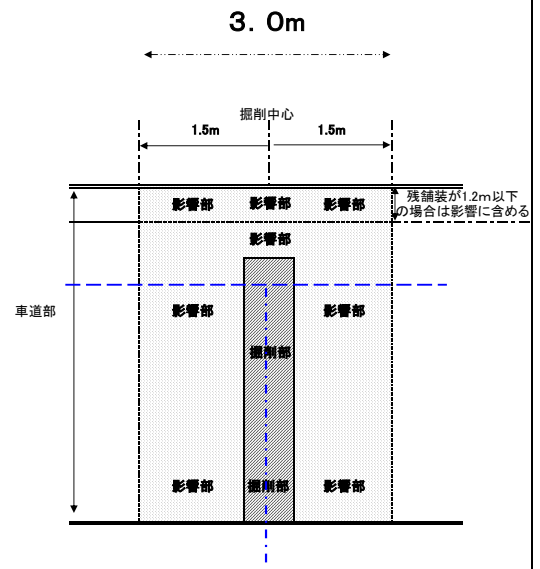
③復旧断面図



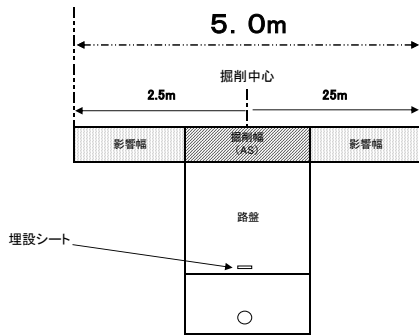
〈横断占用〉①平面図



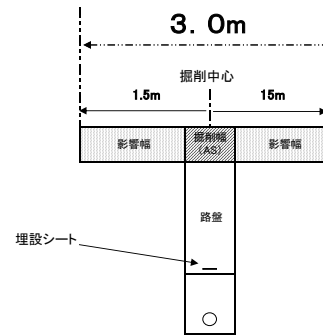
〈横断占用〉②平面図



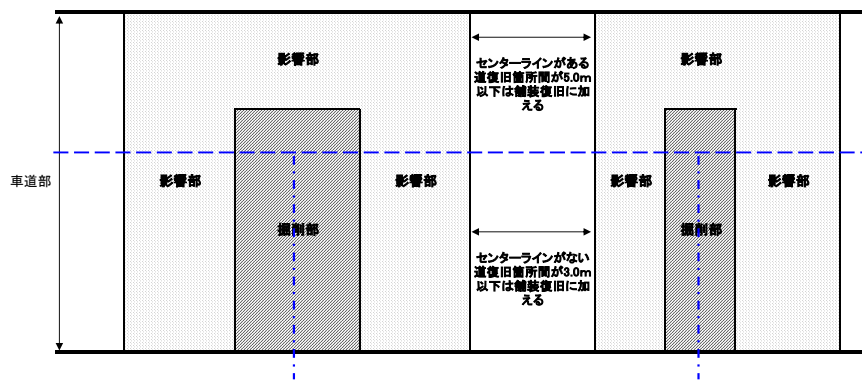
①断面図



②断面図

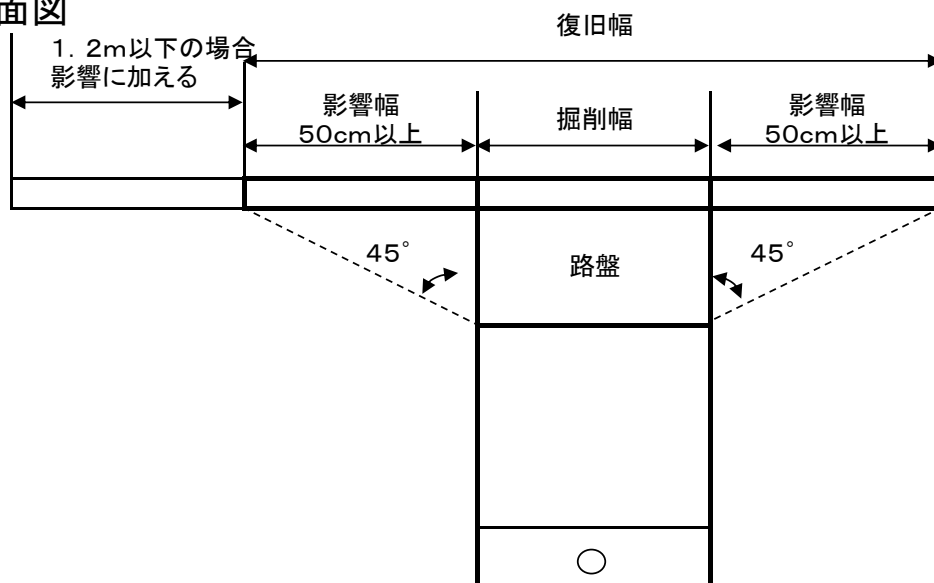


〈横断占用〉④平面図



〈横断占用〉③

断面図



平面図

